第Ⅰ編

少年法による保護の基礎

第1講 少年司法制度の概観

●本講で考えること

六法を開いてみると「少年法」という名前の法律があります。この法律は、刑 罰法令に触れる行為に及んだり、将来においてそのおそれがあったりする少年に ついて、刑法や刑事訴訟法による場合とは違った取り扱い方を定めています。

それでは、この少年法は、どのような点でどのように少年を特別扱いしているのでしょうか。また、その特別扱いは、どのような考えを背後にもつものなのでしょうか。さらに、本書を開いているみなさんが「少年法」を学修することには、どのような意味があるのでしょうか。

本講では、特に刑事司法制度と対比させて、1948年に制定された少年法の骨格を、それを支える考えと併せて、確認します。その上で、少年法を学修する意味を考えてみることにします。

Keywords

全件送致主義、家庭裁判所先議制度、保護処分優先主義、変態(メタモルフォーゼ)

1 少年法はどのようなつくりをしているか

1 少年法の章立て 罪を犯し、刑罰法令に触れ、あるいはそのおそれのある少年を取り扱う法制度のあり方は、一般に、「少年司法制度」や「少年法制」という言葉でいい表されている。現在の日本における「少年司法制度」や「少年法制」の中で重要な位置を占めているのが、「少年法」(1948年7月15日公布(法律第168号)、1949年1月1日施行)である。

まず、六法を開き、少年法の章立てを眺め、その大まかなつくりを押さえておくことにしよう。少年法は、「総則」、「少年の保護事件」、「少年の刑事事件」、「雑則」という4つの章と「附則」から成っている。少年法には、法の目的や「少年」、「保護者」の定義規定からなる「総則」のほか、少年に対する保護手続や保護処分のあり方や、刑事手続や刑事処分のあり方、さらに

は推知報道の禁止にまで至る規定が置かれている。つまり、少年法は、罪を犯したり、刑罰法令に触れたり、あるいはそのおそれがあったりする少年に関して、成人に対するものとは異なる特別な取り扱いを、実体法的な要素と手続法的なそれとを複雑に絡ませる形で、包括的に、定めているわけである。成人を念頭に置いて犯罪現象に対する一般的な対応として刑事手続や刑事制裁のあり方を定めているのは、刑法と刑事訴訟法である。犯罪行為やそれに近接する逸脱行為への対応に焦点をあてれば、少年法は、少年年齢にある者ついて、これに対する特別法を形成しているということができる(1)。

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 少年の保護事件(第3条~第39条)

第1節 通 則(第3条~第5条の3)

第2節 通告、警察官の調査等(第6条~第7条)

第3節 調査及び審判 (第8条~第31条の2)

第4節 抗 告 (第32条~第36条)

第3章 少年の刑事事件(第40条~第60条)

第1節 通 則 (第40条)

第2節 手 続 (第41条~第50条)

第3節 処 分(第51条~第60条)

第4章 雑則 (第61条)

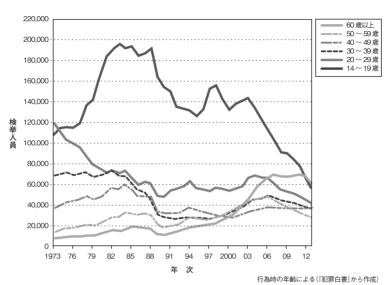
附則

2 少年法は(なぜ)必要か

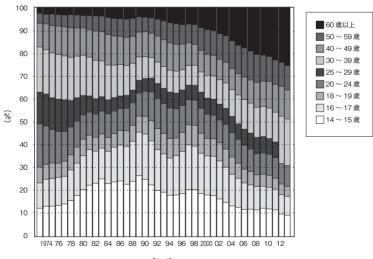
2 量的問題 それでは、この特別法である少年法が必要である理由は どこにあるのであろうか。読者の中には、年齢層に着目するのであれば、な ぜ「少年法」だけが存在し、例えば「高年法」といったものがないのか、不 思議に思う人がいるかもしれない。少年法を学修する意義を確認することに もつながるので、ここで少し考えておくことにしよう。

⁽¹⁾ もっとも、これはあくまで「犯罪行為やそれに近接する逸脱行為」に着目した理解である。自立支援への必要性に着目して、児童福祉法制の特別法として(も)少年法をとらえることは、理論的にありうることである(⇒16)。

【図1】一般刑法犯検挙人員(年齢層別)



【図2】一般刑法犯検挙人員の年齢別構成比



年 次

行為時の年齢による(『犯罪白書』から作成)

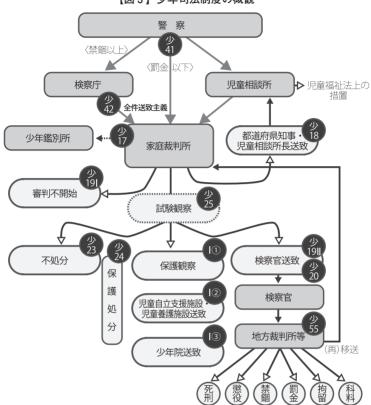
日本の犯罪現象を量的にとらえた場合に、少年による犯罪行為はどのように位置づけられるか、確認しておこう。犯罪白書付録の CD-ROM 所収の統計データから算出してみると、2013年の一般刑法犯(刑法犯から自動車運転過失致死傷等を除いたもの)検挙人員のうち20歳以上の者205870人に対して14歳以上20歳未満の者は56953人であり、全体における少年比は21.7%である。少年年齢にある者の人口が減少していることもあり、この少年比は長期的には低下傾向にあるが、それでも「犯罪」とされる行為に及んだ疑いで検挙された者のうちの5分の1強を少年が占めていることになる。量的にみた場合、司法制度の中で実際に少年をどのように扱うかは、瑣末な問題ではない⁽²⁾。

3 質的問題 さらに問題なのは、どのような目的や関心から、逸脱行動に及んだ少年を特別扱いするのかである。「高年法」がないことをも考え併せれば、治安維持の関心との関連が推測できるかもしれない。いうまでもなく、少年は、これから大人になろうとする年齢層にある。その少年の年齢層にある者が、量的には、検挙者中、小さくない割合を占めているのである。現在または将来における社会の安全を確保するという観点から、少年の逸脱行動を社会の安全に対する脅威とみて、これを早期に封じ込めるために若い年齢層にある者に特別な対策を講じるという発想が出ても、おかしくはない。

それに対して、少年が成長過程にあることに着目して、この年齢層にある者による逸脱行動の原因やその意味合いが成人によるものとは異なることに特別扱いの根拠を求める発想も、当然にありうるところである。一般的・類型的にみれば、少年年齢にある者は成人同様の合理的判断を行うことが難しく、社会環境の影響も受けやすい。また、逸脱行動が本人の抱える困難や生きづらさの表れであることも珍しくない。少年年齢にある者については、画一的な扱いではなく、個人が抱える困難を解決するのにふさわしい個別的な対応がより一層必要であり、これを可能にする制度が刑事司法制度とは別に求められると考えるわけである。

歴史的にみれば、少年司法制度は、19世紀末葉から20世紀初頭にかけて、

⁽²⁾ この数値は、14歳未満の触法少年の補導人員を含める場合にはさらに高くなる。2013年における触法少年の一般刑法犯補導人員は12592人である。



【図3】少年司法制度の概観

社会の近代化や工業化、都市化に伴う犯罪や非行の爆発的な増加に直面する中で誕生している。少年司法制度が、一方で、犯罪・非行の予防という刑事政策上の関心や、社会防衛・社会秩序維持の関心を多少なりとももっていることは、歴史や社会的事実としてみれば否定できない。しかし、他方で、それは、同時に、刑事司法制度の人道主義的改革や児童救済運動、そして近代化に伴う不平等の拡大といった社会矛盾の是正を目的とする社会国家思想の興隆をも背景として生まれている。少年司法制度は、多かれ少なかれ、こうした刑事的な関心・性格と福祉的なそれとを併せもっている。

4 少年司法制度を支える視点の対立と問題の広がり この2つの関心の内実と相互関係をどのように理解するのかは、少年法の根本的な問題であ

る (⇒100~111)。少年事件への個別具体的な対応においてのみならず、例えば、民法上の成人年齢引き下げに連動させて少年法の対象年齢の上限を20歳から18歳に引き下げるべきか、といった立法問題を考える際にも、この根本的な問題は立ち現れてくる。

加えて重要なのは、現在日本で深刻になっている高齢者犯罪やいわゆる累 犯障がい者への対応など、年齢や資質など一定の個人的属性に着目し、それ を類型化して特別な対応措置を考える場合にも、この(対立)図式があては まるということである。例えば、心神喪失または心神耗弱の状態で一定の重 大な犯罪行為に及んだ者に対する、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を 行った者の医療及び観察等に関する法律」によるいわゆる医療観察制度は、 少年司法制度をモデルとしてつくられている⁽³⁾。この制度の理解に関しても、 社会防衛や治安の維持に引きつけるのか、行為者本人の福祉に結びつけるの かは、理論と実務の双方において、本質的な問題であるといえる。

刑事の視点からみて「罪を犯した」と評価される者が、福祉の視座からみれば「支援を必要とする困難や生きづらさを背負っている」ととらえられる個人であることは、まったく珍しくない。司法と福祉との関係性は、どのように理解されるべきか。そしてまた、司法による対応は、どこまで個別化されるべきか。こうした問いは、刑事司法一般においても、本質的な問題なのである(4)。

3 現行の少年司法制度はどのような特徴をもっているか

- [1] 現行少年法の目的・対象・処分にはどのような特徴があるか
- 5 刑事司法制度との目的の違い それでは、現行の少年司法制度は少年をどのように特別扱いしているのであろうか。少年法は2000年代に4度の大改正を経験している。しかし、その骨格は、1948年に制定された法律ない

⁽³⁾ 少年司法制度が医療観察制度のモデルになりうるのは、刑事的視点からみて、それが限定責任能力者の触法行為に対応する制度としてもとらえられうるからでもある。現に、旧刑法はこのような考え方をとり、16歳以上20歳未満の者について刑を一等減じるものとしていた(→32)。

⁽⁴⁾ ドイツ語圏では、少年司法は「先駆的機能(Vorreiterfunktion)」をもつといわれることがある。歴史をみてみれば、刑事政策の先進的な取組みが少年司法から始まることは珍しいことではない。

しはその施行直後の改正により形づくられたものをなお維持しているといえる。そこで、ここでは、1948年法の骨格を中心として刑事司法制度と対比する形で、その特徴を概観しておくことにしよう。

少年司法制度と刑事司法制度とは、すでに目的からして異なっている。刑事訴訟法が、「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」(刑訴1条)のに対し、少年法は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的と」している(少1条)。ここでは、少年自身にかかわる事柄に関心が向けられている。それと対立しうる「公共の福祉の維持」といった事柄について直接的な言及がみられないことが、大きな特徴である。

- 6 刑事司法制度との対象の違い 目的の違いは、法適用の人的対象の違いにも反映している。刑事司法制度は、刑事責任年齢である14歳に達し(刑41条)、犯罪行為に及んだ疑いのある者を対象にしている。それに対し、少年司法制度は、14歳以上で罪を犯した少年(=犯罪少年。少3条1項1号)のほか、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年(=触法少年。同2号)、特定の事由があって将来罪を犯しまたは刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年(=虞犯少年。同3号)をも対象にしている。すでに犯罪行為に及んだ疑いのある者だけでなく、これから犯罪におよぶ危険性をもつ者にまで関心を向けているわけである。
- 7 刑事司法制度との処分の違い 処分に関係する制度はどうであろうか。日本の刑事司法制度の制度上・運用上の最大の特徴は、起訴裁量主義(起訴便宜主義)がとられており、裁判所による事件処理前に(不)起訴権限をもつ検察官が事件のふるい分けを行う点にある。2013年度の検察統計年報によれば、総数で約6割(起訴523434人、不起訴874152人)、刑法犯で8割程度(起訴184143人、不起訴705721人)の人員が不起訴処分となっている。量的にみた場合、この不起訴処分が重要な役割を演じていることが分かる。そして、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないとき」(刑訴248条)が不起訴基準に据えられてい

ることからも窺われるように、起訴と不起訴の振り分けには、犯罪に対する責任の軽重と、犯罪予防・治安維持上の関心が強く反映している。刑事公判手続において有罪が認定されて量刑が問題になる場合でも、事情に大きな違いはない。日本の刑法は量刑基準に関する規定を置いていないものの、実際上中心的な考慮要素になっているのは、犯罪行為に及び、法益侵害の結果を生じさせたことに対する責任である。つまり、刑事司法制度は、過去の犯罪に対する責任を明らかにし、それに見合う刑罰の種類と量を選択することを基本としているわけである。判決前調査制度が採用されていないこともあり、刑罰法令に触れる行為が本人のこれまでの生活においてもつ意味や、刑罰による対応が今後の人生でもつ意味が、人間行動科学領域の専門家や対人援助職にある者の関与を通して個別的に考慮されることは、刑事司法(運営)の中では、稀である(5)。

これに対して、少年司法制度では、犯罪の嫌疑があるかまたは虞犯として審判に付すべき事情がある限り、警察や検察は事件を家庭裁判所に送致しなければならず(少41条、42条)、事件を送致しないことは許されない。こうした制度のあり方を全件送致主義という(⇒234)。この原則が妥当しているため、捜査機関による不送致権限が否定され、家庭裁判所に事件が一元的に集約されることになる。それでは、なぜ、このような仕組みがとられているのであろうか。それは、やや抽象的にいえば、対象となる少年が抱える個別的な事情を考慮し、それに見合った対応をとることを少年法が重くみているからである(個別処遇原則)。これを具体的にみると、家庭裁判所では、少年鑑別所による資質鑑別(⇒254)や家庭裁判所調査官による社会調査(⇒309~310)という人間行動科学領域の専門的な知見をも踏まえて処分が選択されることになる。少年法の世界には「要保護性」という言葉がある。これは、少年がどのような困難や問題を背負っており、それが非行とどのように結びついているのか、少年司法制度はそれにどう対応できるのかといった事柄を表現するための言葉である(⇒詳細は123~124)。資質鑑別や社会調査で

⁽⁵⁾ 刑事訴訟手続において精神鑑定が行われることがあるが、これは犯罪行為時点における責任能力を判断するためのものである。人間行動科学の専門家が情状鑑定を行うことは、数としてみればなお稀であるといえる。

は、この要保護性が明らかにされる。処分を選択する際、この要保護性は、非行事実と同様あるいはそれ以上に重要な役割を果たすことになる⁽⁶⁾ (⇒詳細は128~131、406)。外形的な非行事実がたとえ軽微であったとしても保護を要する状態が深刻である場合、あるいはその逆の事態は、実際にも考えられる。こうした要保護状態の確認を重視しているからこそ、少年法は人間行動科学分野の専門家を手続に関与させ、その専門家を擁する家庭裁判所へすべての事件を送致しなければならないという原則をとっているわけである。

家庭裁判所は、保護観察(少24条1項1号)、児童自立支援施設・児童養護 施設送致(同2号)、少年院送致(同3号)という保護処分の決定を行うほか、 都道府県知事または児童相談所長送致(少18条)や検察官送致(少20条)と いった他機関に事件を送致し、最終的な処分の選択を委ねる決定を行うこと ができる。また、非行の内容や少年が保護を要する状態をみて、少年審判を 開かずに事件を終局させる決定(審判不開始決定。少19条)や審判を開いても 定式的な処分を加えない決定(不処分決定。少23条)を行うこともできる。 さらには、終局的な処分を決定する前に、必要がある場合には、一定期間、 家庭裁判所調査官による試験的な観察(試験観察。少25条)を行うこともで きる(⇒396)。ここからも窺われるように、家庭裁判所が自身で刑罰を科す ことはない。少年に対する刑事裁判所の審理や刑罰賦課も、人間行動科学の 知見を踏まえて家庭裁判所が検察官送致の決定(少20条)を行うことが前提 となる。つまり、全件送致主義と併せて考えてみれば、少年にふさわしい処 分の判断はまず検察官が行う(**検察官先議主義**)のではなく、家庭裁判所が 行う制度がとられていることになる(家庭裁判所先議主義)。さらに、刑事裁 判所は、審理の結果、保護処分が相当と考える場合には少年の事件を家庭裁 判所に移送することができる(少55条)。別角度からみれば、少年に対して 刑事処分が科されるのは、その少年に対して刑事処分が相当であるというこ とが、家庭裁判所と刑事裁判所により二重に肯定された場合に限定されてい ることになる。このように少年司法制度全体をみた場合、刑罰よりも保護処

⁽⁶⁾ 非行事実に関する警察や検察による捜査の結果が法律記録として纏められるのに対し、資質鑑別や社会調査の結果は社会記録に綴られる。刑事訴訟手続とは違い、少年保護手続ではいわば2系統の記録が用いられることになる (⇒詳細は122)。

分が優先される仕組みがとられていることになる(**保護処分優先主義**)(⇒ **523**)。

1948年法は、刑事裁判所が刑罰を言い渡す場合でも、行為時18歳未満の者に対しては、処断刑が死刑のとき必要的に無期刑に、処断刑が無期刑のときには10年以上15年以下の有期刑に必ず(=必要的に)緩和するようにしていた(少51条)(*)。少年に対する処断刑が長期3年以上の懲役または禁錮である場合、短期が5年、長期が10年を超えない範囲で、不定期刑が言い渡されるものとされていた(少52条)(*8)。また、宣告刑が無期刑である場合(死刑を緩和して無期刑を宣告する場合も含む)には7年、無期刑を緩和して言い渡した有期刑の場合には3年、不定期刑の場合には短期の3分の1の期間を経過した時点で、仮釈放を行うことができるものとされた(少58条)(*9)。

[2] 少年保護手続はどのような機能をもっているか

8 少年保護手続の機能と終局処分 実際の家庭裁判所の事件処理はどのようになっているであろうか。司法統計年報の少年編を手がかりとして2013年の統計を確認しておこう。車両運転による業務上(重)過失致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件、危険運転致死傷事件を除いた「一般保護事件」の既済人員総数40987人のうち検察官送致が530人(うち刑事処分相当165人、年齢超過365人)、保護処分総数が14149人(うち保護観察10989人、児童自立支援施設・児童養護施設送致228人、少年院送致2932人)、知事・児童相談所長送致241人となっており、量的にみると保護処分で終わったものが、検察官送致を大きく凌駕している。しかし、さらに大きな特徴は、審判不開始

^{(7) 2000}年の第一次改正は、無期刑の場合の必要的・義務的な緩和を裁量的な緩和に改めている (⇒13)。また、2014年の第四次改正は、無期刑の緩和により宣告する有期刑を10年以上20年以下 に改めている (⇒25)。

⁽⁸⁾ 第四次改正法は、「3年以上」か否かにかかわらず処断刑が有期の懲役または禁錮となる場合のすべてを不定期刑の対象としている。また、不定期刑の上限を短期10年、長期15年とした上で、原則的に、長期の2分の1 (長期が10年を下回るときは、長期から5年を減じた期間)を下回らない範囲内において短期を定めるように改めている (⇒25)

⁽⁹⁾ 第一次改正法は、死刑を緩和して無期刑を宣告する場合に仮釈放に必要な期間を、刑法の原則 通り10年(刑28条)とした(⇒13)。また、第四次改正は、無期刑を緩和して言い渡した有期刑 の場合に仮釈放に必要となる期間を刑期の3分の1に改めている(⇒25)。

(17631人) と不処分 (8493人) の数が多いということである。この両者で一般保護事件の既済人員の63.7%を占めている。

こうした運用は、少年司法制度に全件送致主義が妥当している、ということから説明できるかもしれない。軽微事件は、刑事手続では起訴猶予とされる可能性が高いが、全件送致主義をとる少年保護手続では捜査機関の司法前処理が否定されることから、審判不開始や不処分が多いのは当然であるという説明である。しかし、このように非行事実の軽重に着目するだけでは、現在の運用を十分には説明できない。実際には、手続過程において、多くの教育的な働きかけがインフォーマルな形で行われており、そのことで非行と結びつきをもつ少年の問題や困難(「要保護性」⇒123)が解決されることが少なくない。要保護状態が解消・軽減された以上、わざわざ保護処分に付し、さらなる国家的介入を行う必要はない。不処分や審判不開始の多さは、こうした考えに支えられている。

- 9 司法機能と福祉機能 ここからも分かるように、現行の少年司法制度は、家庭裁判所という司法機関が事件を扱うことから導かれる司法機能にとどまらず、個人が直面している困難を解決するという福祉機能(ソーシャル・ケースワーク機能 [ケースワーク機能]、教育機能)をも有している。換言すれば、少年法を用いた非行対応は、事実の認定、法令の適用、処分の決定という司法機関に共通する作用を家庭裁判所が営み、確定した処分が執行されるという司法過程としてだけではなく、手続自体の中で少年に相互作用的な働きかけを行う教育的な過程としてもとらえられる。全件送致主義と家庭裁判所先議主義、保護処分優先主義は、特に福祉機能が十分に発揮されることを制度として担保しているといえる(10)。
- [3] 少年審判はどのような基本構造をとっているか。また、それはどのような考えに支えられているか
 - 10 少年保護手続の機能と審判手続の基本構造 こうした少年司法制度

⁽iii) もっとも、このことが、司法機能の内実となるべき適正手続保障を少年に対して実質化するためにも不可欠であることには、十分な注意を払っておく必要がある (⇒110~111)。

の特質は、審判手続の構造にも反映している。刑事公判手続では被告人と公 益を代表する訴追官である検察官が対峙する当事者主義がとられている。そ れに対し、「懇切を旨として、和やかに行う」(少22条1項) 少年審判手続で は職権主義がとられており、1948年法は検察官の関与も認めていなかった⑩。 また、刑事公判手続では、起訴状一本主義がとられ、伝聞証拠排除法則も適 用される。そのため、予断が排除された状態で公判手続が始まり、証拠能力 に絞りのかかった証拠を積み上げる形で事実の認定が行われることになる。 それに対し、少年審判手続では、審判官が審判開始前に記録を精査し、蓋然 的心証(将来における少年の反論によってそれが崩れる可能性は留保しつつも手 持ちの証拠では非行の存在を認めることができる程度の心証)を抱いて、少年審 判を開いている (⇒409)。職権主義をとる少年審判手続では、伝聞証拠も排 除されていない。これは、沿革としては、衡平法に基づく「国親(パレン ス・パトリエ) | の思想を背景にしており、国が親に代わって子どもを保護す るのであるから、両者は対立関係にないとの考えに支えられているといえる。 しかし、制度として少年を対象にする手続が刑事手続から完全に切り離さ れているかといえば、そうではない。手続としてみれば、少年の特別な扱い に関する少年法上の規定には、かなりの濃淡がある。例えば、家庭裁判所が 事件を受理する前の手続段階に関しては、事件の送致(少41条、42条)や勾 留を制限する規定(少43条、48条)を除いて特則がない(⇒歴史的な理由は 201、210)。そのため刑事責任年齢に達している犯罪少年については、刑事 訴訟法が適用されることになり、実際にも捜査の局面で成人と同様の扱いが されることが珍しくない。また、刑事公判手続に至った段階についても、そ の審理方式について少年法はわずか1条を置くだけである(少50条)。実際 にも、少年に対する刑事公判手続は、公開の法廷で成人事件とほとんど径庭 なく行われている。

4 少年に対する手続ではどの段階でどの法令が適用されるか

11 少年事件のメタモルフォーゼ 少年法中の規定に濃淡があるという

^{(11) 2000}年の第一次改正は、一定の重大事件について、検察官の審判関与を認めている。

ことは、手続段階により前面に出てくる適用法令が異なり、形式的には事件 の性質が変わってくる、ということでもある。

特に犯罪少年の事件は、事件が家庭裁判所に受理されるまで形式上は刑事事件として扱われ、「犯罪」に対する捜査が行われることになる。捜査を遂げた結果、事件が家庭裁判所に送致され、それが受理されると少年保護事件として扱われ、調査と審判が行われる。刑事処分が相当であると判断して家庭裁判所が検察官送致の決定を行うと、事件は刑事手続にのり、刑事事件として扱われる。起訴を受けた刑事裁判所が当該事件について保護処分相当と判断し、事件を家庭裁判所に移送した場合、事件は再び家庭裁判所における保護事件として扱われる。

このように、現行法の下では、形式的にみれば、事件の性格が刑事事件か ら保護事件へ、保護事件から刑事事件へ、そしてまた刑事事件から保護事件 へと変化していくことになる。しかし重要なのは、こうした形式的な事件の 性格の変化にもかかわらず、手続は実質的には連続しており、その対象は変 わらず同じ少年である、ということである。例えば、家庭裁判所に送致され る前の手続段階において、事件の性格が形式的には刑事事件であるからとい って、少年に対する捜査や身体拘束を成人に対するものと径庭なく行ってよ いわけではない。同様に、検察官送致決定を経て、事件が家庭裁判所の少年 保護手続から刑事裁判所の刑事訴訟手続に移った後、形式上事件の性格が刑 事事件に変わったからといって、刑事公判手続を成人の場合と同様に進めて よいということにはならない。いうまでもなく、刑事手続にのせられること で、少年年齢にある者が自動的に成人になるわけではないのである。要する に、同じ少年を対象にしている手続なのであるから、その形式的な性格にか かわらず、制度理解・法解釈・法運用のいずれにおいても、少年の特性を十 分に踏まえる必要がある点に違いはない。少年事件の形式的性格の変化を、 生物学領域の術語を借りて同一物の「変態(メタモルフォーゼ) (こといい表す ことがあるのは、まさにこの趣旨を表現するためである。

⁽¹²⁾ 平場·新版421頁。